資料2

議題２　令和７年度に開始した地域計画の変更手続きについて（半田市提出）

市名	回答	
	（1）農振除外等に伴う地域計画変更申出の受付について	（2）農業上の利用である地域計画の変更について
名古屋市	本市では、事業計画者から農用地利用計画変更申出書が提出された後に、地域計画の変更と農振除外の手続きを同時に開始しますが、県の通知に基づき、農振除外に係る地域農振対策班会議までに地域計画変更の公告を行えるよう事務を進めております。	国の地域計画変更マニュアルのとおり、地域計画の変更が事後で可とされたものは、まとめて年１回変更（更新）する予定（秋頃）です。
豊橋市	転用の申請を毎月行っているため、それに合わせて地域計画の変更も毎月行っている。地域計画の変更が終わり次第、転用や除外の申請を受け付けている。	こちらも農地法第3条、中間管理事業などは毎月申請が行われているため、（１）と同様、地域計画の変更は、毎月行っている。農業利用を目的とした権利設定、転用等を行う場合には、地域計画の変更前にこれらの許可をすることができるとされているため、許可後に一括して、地域計画の変更を行っている。
岡崎市	農振除外と同じタイミングでの提出で年４回受付を行い、地域計画変更と農振除外の事務手続きを同時に進めています。	年に一度、地域計画のブラッシュアップのタイミング（12月頃）に協議の場を設け、変更案を市で作成し各機関へ意見聴取を行い、変更する予定です。
一宮市	当市の地域計画の変更公告（主に目標地図）は、農振除外の審査に間に合うように、年４回行う予定としている。 なお、地域計画の目標地図は、主に利用権（相対、農地中間管理権）が設定されている農地に対し農業を担う者として位置づけしていることから、これらの農地で農振除外等を行いたい場合は、農業委員会事務局が利用権の解約に関する書類を受付、利用権解約があってから目標地図の変更素案を農業委員会が作成し、市に変更素案を提出してもらっている。	農業上の利用である地域計画の変更（中間管理事業に伴う担い手の変更等）は、愛知県知事による農用地利用集積等促進計画の認可・公告があった農地について、目標地図の変更素案を農業委員会が作成し、市に変更素案を提出してもらっている。
瀬戸市	現状では該当する案件がありませんが、貴市と同様に農振除外と同様に扱うこととなると思います。 ただし、地域計画の協議の場は、年１回を予定しています。	利用権設定の事務手続きは先に進めて、事後に年１回の協議の場で修正する予定です。 協議の場以降の修正は、文書で行う可能性もあります。
半田市	農振除外と同じタイミングで、年４回受付を行っている。	農振除外等に伴う地域計画の変更があるタイミングでまとめて変更する予定。
春日井市	原則除外・転用の見込みが低い農地を地域計画対象農地としているため、現状実績はありませんが、変更の必要が生じた場合は、農振除外提出月の翌月中旬頃に変更協議を行う予定としています。	農業上の利用である変更については、定期開催（毎年10月～１月）時に協議（報告）する予定としています。
豊川市	本市においても農振除外と同じ年４回のスケジュールでで地域計画の変更を行っています。	担い手の変更等の農業上の利用である地域計画の変更についても、原則は上記の年４回のスケジュールで行っています。
津島市	津島市では、現在の地域計画区域が農振農用地区域と同一となっているため、農振除外のと同じタイミングで年４回受付を行い、地域計画変更と農振除外の事務手続きを同時に進めています。また、農振の対策班会議前に地域計画変更の公告が終了するように、申出の締切日を農振除外よりも２週間ほど早い設定としています。	農振除外に伴う随時の変更とは別に年１回策定した地域計画をブラッシュアップするために地域で話し合いのうえ、目標地図等の見直しを行う予定で事務を進めています。
碧南市	貴市同様、農振除外と同じタイミングで変更手続きを進めております。	年１回、事後にまとめて変更する予定です。
刈谷市	本市は令和７年度に農振整備計画の見直しを行っているため農振除外の申出を現在受け付けておらず、農振除外に伴う地域計画の変更手続きを未だ行ったことがない。 令和８年度以降は、半田市と同様の事務手続きの流れを想定している。	年１回各地区ごとに見直しを行っていく予定であり、その際にまとめて変更していく想定である。
豊田市	農振除外等の農業上の利用ではないものへの変更手続きは、農振除外と同じタイミングで年４回受付しています。農振除外が伴う場合は、地域計画変更と事務手続きを同時に進めています。	農業上の利用である変更（中間管理事業に伴う担い手の変更等）については、農振除外等に伴う地域計画変更と合わせて行っています。
安城市	安城市では、地域計画に係る話し合いを、地元の組織である各農用地利用改善組合ごとに毎年度行っていただき、１２月下旬までにその結果を市に報告していただくこととしています。市はその内容をもとに年度末に地域計画の変更の公告を行う予定です。 農振除外に伴う地域計画変更についても、原則として同様のスケジュールで年１回の変更で対応します。 ただし、総合計画や都市計画マスタープランで産業ゾーン（産業系拡大市街地圏域）に位置づけられているなどの場合においては、農振除外の申出時期に合わせて年４回の変更を行います。農振除外の申出者が、改善組合その他関係者と協議を行っていただき、その内容について地元の了承が得られれば、除外申出の約２か月前までに、改善組合から市へ地域計画変更の申出をしていただきます。その後、地域計画変更の公告と同時期に、農振除外の申出をしていただきます。 なお、現在は上記のとおりの運用としていますが、今後、状況に応じて変更となる可能性があります。	安城市では、地域計画の目標地図に位置づけられた担い手とは異なる者へ中間管理事業による利用権設定を行う場合、愛知県農業振興基金農地中間管理事業規定第３－３に規定する「農業を担う者に貸し付けるまでの間に農業委員会その他の関係機関が認めた者に一時的に貸し付ける場合（地域計画の達成に支障を生じない場合に限る。）」に該当するものとみなし、利用権設定を行います。その後、必要に応じて改善組合から地域計画の変更の申出をしていただき変更を行います。 また、農地法第３条による権利の設定等で地域計画の変更が必要となる場合には、３条許可申請者が申請前に改善組合その他関係者と協議を行っていただき、その内容について地元の了承が得られれば、改善組合から地域計画変更の申出書を作成してもらい、申出書を３条許可申請書に添付して提出してもらいます。その後、通常の年１回の地域計画変更のタイミングで、計画の事後変更を行います。
西尾市	農振除外を伴う転用は農振除外のスケジュールに合わせて行っています。	農業上の利用である場合には農業用施設用地の設定等も含め、受付は行い、1月から2月に全地区で実施予定の地区協議で報告を行い、必要に応じて3月に変更を実施予定です。

議題２　令和７年度に開始した地域計画の変更手続きについて（半田市提出）

市名	回答	
	（1）農振除外等に伴う地域計画変更申出の受付について	（2）農業上の利用である地域計画の変更について
蒲　郡　市	本市では、農業上利用の有無に関わらず、毎月、地域計画変更手続きの受付を行っています。スケジュールとしては毎月５日までに「地域計画変更申出書」の提出があった案件について、当月２５日前後に協議の場を開催し、その後、関係機関への意見聴取（約１週間）、変更案の公告・縦覧（約２週間）を行い、翌月２５日前後に公告を行っています。また、農地法第３条や第５条の手続き等については、地域計画変更手続きと並行して進めています。 なお、農振除外については、地域計画変更後に手続きを進めるため、農振除外申請の受付月（３月、６月、９月、１２月）の前月５日までに「地域計画変更申出書」を提出いただくよう案内をしています。	
犬　山　市	現状、地域計画変更と農振除外の事務手続きを同時に進めています。	現時点では明確に定めていませんが、地域計画に位置付けがある人の場合は、１年に１回（農閑期にあたる冬期）の更新時に行う予定としています。また、地域計画に位置づけがない人が農地中間管理事業により権利を受ける場合は、権利設定前に行う予定にしています。
常　滑　市	知多農林水産事務所からは、地域農振対策班会議の前までに除外する農用地等が地域家格の区域外となっていることが望ましいとされているため、農用地利用計画変更申出書の提出の１カ月前を目途にご相談いただくようホームページで案内しています。	農業上の利用である地域計画の変更についての実績はありません。
江　南　市	まだ実績はございませんが、本市も年四回受付を行い、地域計画と農振除外を同時に進めることを想定しています	年に一度を想定しております
小　牧　市	基本的には年一回協議の場を開催し、変更手続きを進める予定です。	変更については検討中ですが、軽易な変更についてはHP等を活用し関係者に内容を確認いただき、意見を聞くことで対応したいと考えております。
稲　沢　市	農振整備計画の見直しによる除外受付停止を行っており、まだ未定です。	年度末での一括変更を想定していますが、まだ未定です。
新　城　市	本市も御市同様に農振除外と同じタイミングでの事務手続きを行っています。 地域計画変更にあたっての申請様式は特段設けておらず、農用地利用計画変更申出書（農振除外等の申出書）をもって、地域計画及び農業振興地域整備計画の変更手続きを行っています。 県への本同意を申請するまでには、地域計画の変更が完了しているよう、農用地利用計画変更申出書を従来よりも前倒しで提出いただくように運用しています。	年１回の変更を予定しています。
東　海　市	農振除外と同じタイミングで年４回の地域計画変更手続きをし、同時に進めている。	農振除外に伴い、年４回地域計画の変更を行っているため、反映できる分を反映させている。
大　府　市	農振除外と同じタイミングでの提出で年４回受付を行い、地域計画変更と農振除外の事務手続きを同時に進めている。	農振除外による地域計画の変更のタイミングに合わせて、年４回変更を行っていく予定。
知　多　市	年1回	年１回
知　立　市	農振除外と同じタイミングでの提出で年４回受付を行い、地域計画変更と農振除外の事務手続きを同時に進めている。	年１回変更を予定している。
尾張旭市	農振除外申出のあったタイミングで地域計画の変更手続きを行います。	農業上の利用である変更については、年に１回、年度末に実施します。
高　浜　市	地域計画変更及び農振除外の手続きを同時に行っています。（令和７年度実績あり）	中間管理事業に伴う利用権設定に関する手続きが２月頃に多く発生するため、そのタイミングに合わせてまとめて年１回で実施することを想定しております。
岩　倉　市	まだ、変更した実績はありませんが、地域計画内の農地転用があった場合等に併せて変更を行う予定です。	まだ、変更した実績はありませんが、他に（１）のような案件がなければ、年に１回行う予定です。
豊　明　市	半田市同様、農振除外と同時での年４回受付ですが事前相談が必須となります。また、本市では地域計画で「面的にまとまりのある農地」を区域指定し「地域農業において重要であるため、農業用施設等を建てるなど農業振興上必要な場合を除いて農地として保全する」と明記しており農振除外等の制限を設けています。	原則、事後にまとめて年２回実施。
日　進　市	農振除外申出と同時タイミングで地域計画除外申出を受け付けている。ただし、1haを超える大規模な案件（公共事業を除く）の場合は、申出の前に協議の場を実施していることを条件としている	年度末に変更する予定である（年１回）
田　原　市	年4回の農振除外のタイミングで変更している	年4回の農振除外のタイミングで変更している
愛　西　市	2, 5, 8, 11月末(年4回)の農振除外と同じタイミングでの受付	変更はしていない。農業を担う者以外の者に農用地等の貸付を行う場合、農地中間管理事業規定に基づいて毎月貸付を行っているため。

議題２　令和７年度に開始した地域計画の変更手続きについて（半田市提出）

市名	回答	
	（1）農振除外等に伴う地域計画変更申出の受付について	（2）農業上の利用である地域計画の変更について
清　須　市	本市においては、地域計画の策定を現在のところおこなっていませんが、地域計画が策定された場合、農振除外にあわせた年4回の変更受付を想定しています。ただし、農振除外の申出前に地域計画変更に必要な手続き「協議の場の開催」「変更案の作成」「変更案の説明会の開催」等、関係者への意見徴収の前段階までは終了していることが変更を受け付ける前提条件と考えています。	(1)と同様と考えています。
北名古屋市	農業振興地域がないことに加え、地域計画策定前のため、事務手続きはない。	地域計画策定前のため、事務手続きはない。
弥　富　市	弥富市では、市街化区域内農地以外の全ての農地を地域計画の対象としており、農振農用地、農業用施設用地、その他の農地を計画内としたことから、毎月５日を提出期限とし、特別（問題案件）の場合を除き市ホームページ上での簡易な変更協議の場を10日間前後設けています。 その後、告示日を除き14日間の縦覧告示を行い、翌月１日を目途とし、完了の公告を行っています。（意見等がない場合） ただし、あくまでも標準処理期間としては60日以内としています。	地域計画変更申出の受付時（後）に内容を精査し、利用権設定が設けられている案件については、農地法第18条第６項による合意解約を行うよう指導しています。
みよし市	農振除外の申し出（年４回）とともに地域計画の除外申出を受け付けております。	変更申出については随時、受け付けております。
あ　ま　市	農振除外と同じタイミングでの提出で年４回受付を行う。	実績なし
長久手市	現時点で事例がないため、近隣市町の状況をみながら決定する。	現時点で事例がないため、近隣市町の状況をみながら決定する。